

板橋区
給食施設 管理運営ハンドブック

板橋区 健康生きがい部（保健所）
健康推進課

令和5年3月（Ver.1.2）

目次

1 給食施設の設置者の方へ

1.給食施設の定義	
(1) 特定給食施設	P.1
(2) その他の給食施設	P.1
(3) 給食施設の種類	P.1
2.特定給食施設の役割	P.2
3.特定給食施設の設置者の責務	P.2
(1) 届出の義務	P.2
(2) 栄養管理基準を遵守しなければならない義務	P.2
(3) 報告等の義務	P.3
(4) 管理栄養士・栄養士の配置	P.3

2 板橋区保健所（健康推進課）への提出書類について

1.届出	P.5
2.報告	
(1) 栄養管理報告書	P.6
(2) 給食施設運営状況調査	P.7
(3) 管理栄養士配置状況等調査	P.7

3 板橋区保健所（健康推進課）における給食施設指導

4 届出記入例

(1) a. 給食開始届	P.8
(1) b. 給食運営状況票	P.10
(1) c. 平面図	P.12
(2) d.給食届出事項変更届	P.14
(3) e.給食廃止（休止）届	P.16

5 法令等について

(1) 健康増進法	P.18
(2) 健康増進法施行規則（厚生労働省令）	P.20
(3) 東京都板橋区健康増進法施行規則	P.21

6 通知等について

表1 給食施設の種類

板橋区ホームページ、書類提出先

1 給食施設の設置者の方へ

1. 給食施設の定義

健康増進法では、「特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設」を特定給食施設と定めています。

そこで、板橋区では以下のように、特定給食施設・その他の給食施設に分類し、健康増進法に基づき必要な指導及び助言を行います。

* 健康増進法第18条第1項第2号

* 健康増進法第20条

* 健康増進法施行規則第5条

(1) 特定給食施設

特定かつ多数の者に対して継続的に 1回100食以上 又は 1日250食以上 の食事を供給する施設

(2) その他の給食施設

特定給食施設以外であって、特定かつ多数の者に対して継続的に 1回20食以上 又は 1日50食以上 の食事を提供する施設

その他の給食施設には、特定給食施設と同様に届出・報告を求めます。

また、必要に応じ特定給食施設に準じた指導・助言等を行います。

* 板橋区給食施設指導実施要綱第2条

(3) 給食施設の種類

表1「給食施設の種類」(P.23)を参考にしてください。

2. 特定給食施設の役割

特定給食施設には、単に食事を提供するだけでなく、利用者の健康管理という視点を持って運営していくことが求められています。生活習慣病の予防が大きな課題となっている中で、特定給食施設における食事の提供は、利用者だけでなく、その家族や地域社会の健康づくりに寄与する役割もあると考えられます。

3. 特定給食施設の設置者の責務

設置者とは、その給食施設を設置した者をいいます。国公立施設では、国、都、区を、民間の病院や福祉施設等では、その開設者である医療法人や社会福祉法人等を、事業所の場合は、会社の代表取締役等になります。給食会社（委託先）は設置者には該当しません。

（1）届出の義務

特定給食施設を設置した者は、その事業の開始の日から1ヵ月以内に、厚生労働省令で定める事項を、板橋区保健所長を経由して板橋区長に届け出なければなりません。

また、届出をした内容に変更が生じた場合、事業を休止及び廃止した場合は、その日から1ヵ月以内に、その旨を板橋区保健所長を経由して板橋区長に届け出なければなりません。

- * 健康増進法第20条
- * 健康増進法施行規則第6条
- * 板橋区健康増進法施行規則第4条

（2）栄養管理基準を遵守しなければならない義務

特定給食施設の設置者は、栄養管理基準に従って適切な栄養管理を行わなければなりません。

- * 健康増進法第21条第3項
- * 健康増進法施行規則第9条

健康増進法施行規則 第9条

- 一 当該特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者（以下「利用者」という。）の身体の状況、栄養状態、生活習慣等（以下「身体の状況等」という。）を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。
- 二 食事の献立は、身体の状況等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。
- 三 献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと。
- 四 献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けること。
- 五 衛生の管理については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令の定めるところによること。

(3) 報告等の義務

毎年5月及び11月に実施した給食について、栄養管理報告書を作成し、実施した月の翌月15日までに板橋区保健所長を経由して板橋区長に提出しなければなりません。

* 板橋区健康増進法施行規則第7条

(4) 管理栄養士・栄養士の配置

給食施設において、適切な栄養管理を行うためには、専門職である管理栄養士・栄養士の存在が欠かせません。

ア. 管理栄養士を置かなければならない施設

区長が指定する施設の設置者は、当該特定給食施設に管理栄養士を置かなければなりません。

* 健康増進法第21条第1項

* 健康増進法施行規則第7条

* 板橋区健康増進法施行規則第5条

健康増進法施行規則第7条

法第21条第1項の規定により都道府県知事が指定する施設は、次のとおりとする。

- 一 医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であって、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するもの
- 二 前号に掲げる特定給食施設以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に1回500食以上又は1日1,500食以上の食事を供給するもの

なお、管理栄養士を置かなければならない施設には保健所があらかじめ調査を行い、該当した場合は、保健所から設置者宛てに「管理栄養士必置指定通知書」を交付します。

当該施設に管理栄養士が配置されていない場合には、設置者は、配置計画を作成し計画に基づき管理栄養士を配置する必要があります。

また、基準に該当しなくなった場合には、保健所が「管理栄養士必置指定解除通知書」を交付し、指定の取り消しを行います。

イ. 栄養士のうち少なくとも1人は管理栄養士であるように努めなければならない施設

上記ア以外の特定給食施設の設置者は、当該給食施設に栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければなりません。

このうち、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給する施設の設置者は、栄養士のうち少なくとも1人は管理栄養士であるように努めなくてはなりません。

- * 健康増進法第21条第2項
- * 健康増進法施行規則第8条

健康増進法施行規則 第8条

法第21条第2項の規定により栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない特定給食施設のうち、1回300食又は1日750食以上の食事を供給するものの設置者は、当該施設に置かれる栄養士のうち少なくとも一人は管理栄養士であるように努めなければならない。

ウ. 栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない施設

上記ア、イ以外の特定給食施設の設置者は、当該特定給食施設に栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければなりません。

- * 健康増進法第21条第2項

健康増進法以外の法律で、管理栄養士・栄養士の配置が定められている場合がありますので、各施設の関連法規に基づき、適切に配置してください。

★設置者は、管理栄養士・栄養士の専門職を配置して、給食の適切な栄養管理を行うことが求められます。

給食会社に給食運営を委託する施設は、管理栄養士・栄養士が上記のように適切に配置されるよう、委託契約書に明記することが必要です。

健康増進法に基づいた栄養管理等を行っていない場合

- ・ 正当な理由が無いのに、栄養管理基準に従った適切な栄養管理を行わない場合
- ・ 特定給食施設の設置者が、上記（4）アに該当する施設であるにもかかわらず、管理栄養士を置かない場合

↓

保健所長は当該特定給食施設の設置者に対し、管理栄養士を置き、又は適切な栄養管理を行うよう勧告（健康増進法第23条第1項）

↓

正当な理由が無く勧告に係る措置をとらない場合、その勧告に係る措置をとるべきことを命令（健康増進法第23条第2項）

命令に違反した場合は、罰則（50万円以下の罰金）を適用（健康増進法72条第1項）

2 板橋区保健所（健康推進課）への提出書類について

板橋区では、給食施設からの届出により施設の状況を把握します。また、適切な栄養管理のための指導・助言を行うために、栄養管理報告書、給食施設運営状況調査、巡回指導等により給食施設の栄養管理状況を把握します。

給食施設が保健所へ届出、報告する書類は次のとおりです。なお、提出は給食業務を委託している場合でも、設置者側が行ってください。

1. 届出

特定給食施設を設置した者は、その事業の開始の日から1ヵ月以内に、厚生労働省令で定める事項を、板橋区保健所長を経由して板橋区長に届け出なければなりません。

また、届出をした内容に変更が生じた場合、事業を休止及び廃止した場合は、その日から1ヵ月以内に、その旨を板橋区保健所長を経由して、板橋区長に届け出なければなりません。

- * 健康増進法第20条
- * 健康増進法施行規則第6条
- * 板橋区健康増進法施行規則第4条

	提出書類	記入例
(1) 給食を開始する または休止していた給食を再開する	a.給食開始届(第2号様式)	P.8
	b.給食運営状況票	P.10
	c.給食施設の平面図	P.12
(2) 届出事項の変更をする ア.給食施設の名称及び所在地 イ.給食施設の設置者の氏名及び住所 ウ.給食施設の種類 エ.給食の開始日または開始予定日 オ.1日の予定給食数及び各食の予定給食数 カ.管理栄養士及び栄養士の員数	d.給食届出事項変更届(第3号様式)	P.14
(3) 給食を廃止または休止する	e.給食廃止(休止)届(第4号様式)	P.16

様式	区ホームページに掲載しています（P.24参照）
提出期限	事項が生じたときから1ヵ月以内
提出部数	1部 ※2部作成し、1部は控えとして施設で保管してください
提出方法	窓口又は郵送（P.24参照） ※ファクシミリやメールによる提出は受け付けていません

2. 報告

(1) 栄養管理報告

栄養管理報告書は、毎年5月及び11月に実施した給食について作成し、実施した月の翌月15日までに施設の設置者が板橋区保健所長を経由して板橋区長に2部提出しなければなりません。板橋区長は、そのうち1部を東京都知事に提出します。

- * 板橋区健康増進法施行規則第7条
- * 板橋区給食施設指導実施要綱第8条

栄養管理報告書の項目は、栄養管理基準に基づいた具体的な内容となっています。栄養管理報告書を作成することは、自らの給食施設の栄養管理状態を把握し、課題や問題点を発見することにつながります。給食運営の評価をするためには、設置者と給食作成者の両者が情報を共有することが必要となります。そのためにも、施設の設置者は、栄養管理報告書の内容を必ず確認してください。

様式 ※東京都福祉保健局又は板橋区ホームページに掲載しています。	栄養管理報告書 <u>(病院・介護施設等)</u>	… 病院・介護老人保健施設・介護医療院・老人福祉施設・通所介護施設・その他高齢者施設
	栄養管理報告書 <u>(給食施設)</u>	… 事業所・社会福祉施設・学校
	栄養管理報告書 <u>(保育所・幼稚園等)</u>	… 幼稚園・保育所・認定こども園
報告月	毎年 5月・11月	
提出期限	報告月の翌月15日まで（5月分→6月15日まで、11月分→12月15日まで） ※当該日が休日の場合は、その前日までとします	
提出部数	2部（区・都提出用） ※3部作成し、1部は控えとして施設で保管してください	
提出方法	窓口又は郵送にて提出（P.24参照） ※ファクシミリやメールによる提出は受け付けていません	

(2) 給食施設運営状況調査

給食実施状況等の正確な把握や衛生行政運営のための基礎資料を得ることを目的として、区内全施設の運営状況調査を毎年1回以上実施します。給食業務を委託している場合は、設置者側と受託会社側が協力して記入してください。

様式	区ホームページに掲載しています（P.24参照）
報告期限	6月15日（5月分栄養管理報告書と同じ）
報告部数	1部 ※2部作成し、1部は控えとして施設で保管してください
提出方法	窓口又は郵送にて提出（P.24参照） ※ファクシミリやメールによる提出は受け付けていません

(3) 管理栄養士配置状況等調査

健康増進法第21条第1項に基づく管理栄養士を置かなければならない施設に対して、状況調査を実施します。必要に応じて区栄養指導員が施設に巡回する場合があります。

対象	(1)管理栄養士必置指定通知書を交付済みの施設 (2)給食施設運営状況調査票にて、必置指定対象施設とみなされる施設
様式	別途依頼文により通知します
報告期限	
報告部数	1部 ※2部作成し、1部は控えとして施設で保管してください
提出方法	窓口又は郵送にて提出（P.24参照） ※ファクシミリやメールによる提出は受け付けていません

3 板橋区保健所（健康推進課）における給食施設指導

板橋区では、保健所の栄養指導員が健康増進法に基づき、「特定給食施設」「その他の給食施設」に対し、下表のとおり必要な援助及び指導・相談を行っています。

栄養管理講習会の開催	対象：栄養管理者（管理栄養士・栄養士・調理師等） 内容：給食の管理運営上必要な知識の啓発や栄養管理に要する情報提供及び指導
巡回指導	必要に応じて直接施設に出向き、指導・相談を実施
その他	給食の運営に関する各種相談や、必要に応じた調査を実施

4 届出記入例

(1) a.給食開始届 記入例

① ○○年 ○月 ○○日

(あて先) 板 橋 区 長

② 設置者

郵便番号△△△-△△△

住 所板橋区△△町△-△

(ふりがな) いたばしほうじんあかつかかい
氏 名 板橋法人赤塚会

理事長 ^{いたばし} 板橋 ^{たろう} 太郎

電話番号 △△-△△△△-△△△△

〔法人の場合は、その名称、主たる事務所の
所在地及び電話番号並びに代表者の氏名〕

給 食 開 始 届

下記のとおり、給食を開始した（する）ので、健康増進法第20条第1項の規定により届け出ます。

記

③

ふりがな	いたばしほうじんあかつかかい しむらびょういん				
給食施設の名称	板橋法人赤塚会 志村病院				
給食施設の所在地	郵便番号〒○○○-○○○ 板橋区○○町○-○				
給食施設の種類	病院				
給食の開始日 又は開始予定日	○○年 ○月 ○日				
1日の予定給食数及び 各食ごとの予定給食数	朝食	昼食	夕食	その他	1日の合計
	120	200	120	0	440
管理栄養士の員数	3人			栄養士の員数	5人

④

⑤

⑥

⑦

添付書類 1 給食運営状況票

⑧ 2 給食施設の平面図

(日本産業規格A列4番)

(1) a.給食開始届 記入方法

① 届出年月日

保健所に提出する日付を記入してください。

② 設置者

当該施設を設置している者の郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、電話番号を記入します。

法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称（ふりがな）、代表者の職名及び氏名（ふりがな）、電話番号を記入してください。

例：事業所の場合「〇〇株式会社代表取締役社長〇〇〇」、民間の医療機関の場合「〇〇医療法人理事長〇〇〇」、区立施設の場合「板橋区長〇〇」等

③ 給食施設の名称

略さず正式名称で記入してください。

④ 給食施設の所在地

給食を調理する施設の所在地を記入してください。

⑤ 給食施設の種類

表1「給食施設の種類」に基づき記入してください。その他の場合は具体的な施設種類を（ ）で併記してください。

例：その他（有料老人ホーム）、その他（認証保育所）

⑥ 給食の開始日又は開始予定日

給食の開始日又は開始予定日を記入してください。

⑦ 1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数

定員が決まっている施設：定員数（職員食も同時に行っている場合は、+ 職員数（職員食実施数））を記入してください。

定員等が明確でない施設：予定食数（最大数）を記入してください。

「その他」とは夜勤を行っている工場等で供給する夜食や保育所等で供給する補食などをいいます。なお、おやつは食数に数えません。

⑧ 管理栄養士、栄養士の員数

常勤の管理栄養士、栄養士の人数を記入します。

資格の職名で採用されている人数を記入します。よって、栄養士の資格を有しても調理員として採用されている場合は、該当しません。ただし、栄養士として採用されていて管理栄養士の資格を有する場合は管理栄養士に計上します。非常勤や巡回の栄養士、管理栄養士のみの場合は、0と記入します。

(1) b.給食運営状況票 記入例

保健所に提出する日付

〇年〇月〇日現在

給食運営状況票

【記入者名： 板橋太郎 職種： 管理栄養士 所属： 栄養科】

①施設名	板橋法人赤塚会 志村病院				
②所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 板橋区板橋〇-〇-〇				
③電話	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	④FAX	電話と同じ		
⑤メールアドレス	abc@city.itabashi.tokyo.jp				
⑥施設種類	1.学校（各種学校・幼稚園・幼稚園型認定こども園） ②病院 3.介護老人保健施設 4.介護医療院 5.老人福祉施設（特養・デイサービス・軽費老人ホーム・老人介護支援センター等） 6.児童福祉施設（認可保育所等） 7.社会福祉施設（障がい者支援施設・婦人保護施設等） 8.事業所 9.寄宿舍 10.矯正施設 11.自衛隊 12.一般給食センター 13.その他（認証保育所・小規模保育所・有料老人ホーム等）				
⑦定数	⑦-1施設定員	120 名・ <u>床</u>	⑦-2その他定数		
			デイスサービス定員	20名	床
			ショートステイ定員	-	名・床
			その他通所定員	-	名・床
⑧対象	①全員 2.一部（想定している利用率 %）				
⑨方式	①単一食 2.選択食（複数献立から選択） 3.カフェテリア（主食・主菜・副菜それぞれ選択）				
⑩常勤栄養士	①いる 2.いない 3.巡回（施設にいないが、本部等から定期的に巡回している）				
⑪運営	①委託 有 2.委託 無				
⑫委託有の場合	⑫-1委託内容	献立作成・ <u>発注</u> ・ <u>調理</u> ・ <u>盛付</u> ・ <u>配膳</u> ・ <u>食器洗淨</u> ・その他（ ）			
	⑫-2委託先名称	〇〇給食会社			
	⑫-3委託先所在地	東京都千代田区〇〇町〇-〇	⑫-4電話	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
⑬1日の予定給食数		利用者	職員	計	⑭入院時食事療養（病院のみ） ① (Ⅱ) 該当するもの一つに○をす
	朝食	120食	食	120食	
	昼食	120食	80食	200食	
	夕食	120食	食	120食	
	その他	食	食	食	
計	360食	80食	440食		
⑮責任者職・氏名	⑮-1施設長名	職名： 医院長	氏名： 板橋二郎		
	⑮-2設置者名	職名： 〇〇法人〇〇会理事長	氏名： 板橋一郎		
	⑮-3給食部門管理者名	職名： 栄養科長	氏名： 赤塚花子		
	⑮-4栄養管理者名	職名： 同上	氏名： 同上	〔資格：管理栄養士・栄養士・調理師・その他〕	
	⑮-5食品衛生責任者名	職名： 同上	氏名： 同上	〔資格：管理栄養士・栄養士・調理師・その他〕	
⑯給食従事者数 ※パートは非常勤に含める ※採用されている職名で記入 ただし、栄養士として採用されていて管理栄養士保有者→管理栄養士 調理員として採用されていて調理師免許保有者→調理師		直営		委託	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤
	管理栄養士	3人	2人	0人	0人
	栄養士	0人	0人	5人	0人
	調理師	0人	0人	6人	0人
	調理作業員	0人	0人	0人	5人
	事務職員	0人	0人	0人	0人
計	3人	2人	11人	5人	

(1)b.給食運営状況票 記入方法

① 施設名

略さず正式名称で記入してください。

② 所在地

給食を調理する施設の所在地を記入してください。

③ 電話 ④ FAX

施設の代表番号を記入し、給食事務室に直通電話がある場合は、その電話番号をカッコ書きで記入してください。

⑤ メールアドレス

栄養管理者が使用している、施設のメールアドレスがある場合は記入してください。

⑥ 施設種類

該当するもの一つに○をしてください。(表1参照)

⑦-1 定数

病院は許可病床数、事業所は全従業員数、それ以外は施設定員(入所定員)を記入してください。

⑦-2 その他定数

⑦-1以外で、給食対象者の定員がある場合は記入してください。

⑧ 対象

「1.全員」給食の対象者が原則として当該給食施設を利用する場合

(例：病院、保育園、特別養護老人ホーム等)

「2.一部」給食の対象者が当該施設の給食を必ずしも利用しない場合

想定している利用率を記入してください(例：事業所等)。

⑨ 方式

「1.単一食」献立が一種類の場合

「2.選択食」複数献立から選択できる場合

「3.カフェテリア」主食・主菜・副菜をそれぞれ選択できる場合

⑩ 常勤栄養士

「1.いる」常勤の管理栄養士・栄養士が配置されている場合

「2.いない」施設に管理栄養士・栄養士の配置がない場合、又は非常勤のみの場合

「3.巡回」施設に管理栄養士・栄養士の配置がなく、定期的に本部等から巡回している場合

⑪ 運営

何かしらの業務を委託している場合は「1.委託 有」に○をつけてください。

⑫ 委託有の場合

⑪が「1.委託 有」の場合、委託内容について該当箇所に○をつけ、委託先名称、所在地、電話番号を記入してください。

⑬ 1日の予定給食数

定員が決まっている施設は、定員数を記入してください。定員等が明確でない場合は予定給食数(最大数)を記入してください。

⑭ 入院時食事療養(病院のみ)

該当する方に○をつけてください。

⑮ 責任者職・氏名

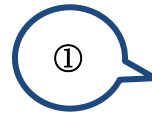
それぞれの欄に、職名と氏名を記入してください。⑮-4、⑮-5は、該当する資格に○をつけてください。

⑮-3は、給食業務を委託している場合でも、設置者側の担当者を記入してください。

⑯ 給食従事者数

従事している職員数を記入してください。パートは非常勤に含めてください。

給食施設の平面図



〇〇年〇月〇〇日

施設名 **板橋法人赤塚会 志村病院**

(1)平面図	
 別添のとおり	
記載事項	(2)付近見取り図 (100メートル以内)
○調理室の大きさ ○調理器具の配置 ○出入口の位置 ○通路の位置 ○便所、手洗いの位置	 別添のとおり

(日本産業規格A列4番)

<給食施設の平面図 記入要領>

- 1 平面図
記載事項を参照の上、各室や各機器の大きさ等を正確に記入する。
- 2 給食施設付近の見取り図
公共施設等目標をはっきりと記入し、方角を示す。
- 3 その他
本様式は、食品衛生法における営業許可申請時に添付する「営業設備の配置図」に替えても差し支えない。

(1) c.給食施設の平面図 記入方法

① 届出年月日

保健所に提出する日付を記入してください。

② 施設名

略さず正式名称で記入してください。

③ 平面図

下段の「記入要領」を参照のうえ、各室や各機器の大きさを正確に記入してください。図面の写しを添付しても差し支えありません。

④ 付近見取り図

施設の所在地がわかるよう、近隣の公共施設や最寄りの駅、バス停などの目標物などを記入してください。見取り図を添付しても差し支えありません。

(2) d.給食届出事項変更届 記入例

第3号様式 (第4条関係)

①

○年 ○月 ○日

(あて先) 板 橋 区 長

②

設置者

郵便番号 △△△-△△△

住 所 板橋区△△町△-△

(ふりがな) いたばしほうじんあかつかかい
氏 名 板橋法人赤塚会

理事長 ^{いたばし}板橋 ^{たろう}太郎

電話番号 △△-△△△△-△△△△

〔 法人の場合は、その名称、主たる事務所の
所在地及び電話番号並びに代表者の氏名 〕

給 食 届 出 事 項 変 更 届

下記のとおり、給食施設に係る届出事項を変更したので、健康増進法第20条第2項の規定により届け出ます。

記

③

1 給食施設名称 板橋法人赤塚会 志村病院

④

2 所 在 地 〒○○○-○○○ 板橋区○○町○-○

⑤

3 変更内容 次のとおり

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
該当するものに○を付けてください。		
設置者の住所		
設置者の氏名		
給食施設の名称		
給食施設の所在地		
給食施設の種類		
給食の開始予定日		
1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数		
管理栄養士の員数	1人 (直営1人 委託0人)	2人 (直営2人 委託0人)
栄養士の員数	3人 (直営0人 委託3人)	4人 (直営0人 委託4人)

(日本産業規格A列4番)

(2) d.給食届出事項変更届 記入方法

① 届出年月日

保健所に提出する日付を記入してください。

② 設置者

当該施設を設置している者の郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、電話番号を記入します。法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称（ふりがな）、代表者の職名及び氏名（ふりがな）、電話番号を記入してください。

例：事業所の場合「〇〇株式会社代表取締役社長〇〇〇」、民間の医療機関の場合「〇〇医療法人理事長〇〇〇」、区立施設の場合「板橋区長〇〇」等

③ 給食施設の名称

略さず正式名称で記入してください。

④ 給食施設の所在地

給食を調理する施設の所在地を記入してください。

⑤ 変更内容

変更事項の該当するものに○をつけ、変更前及び変更後の内容を記入してください。管理栄養士及び栄養士の員数の変更は、直営と委託の内訳も記入してください。

(3) e.給食廃止(休止)届 記入例

第4号様式(第4条関係)

①

〇年 〇月 〇日

(あて先) 板橋区 長

②

設置者

郵便番号 △△△-△△△

住所 板橋区△△町△-△

(ふりがな) いたばしほうじんあかつかかい
氏名 板橋法人赤塚会

理事長 ^{いたばし}板橋 ^{たろう}太郎

電話番号 △△-△△△△-△△△△

〔法人の場合は、その名称、主たる事務所の
所在地及び電話番号並びに代表者の氏名〕

③

給食廃止 ~~(休止)~~届

下記のとおり、給食を廃止(休止)したので、健康増進法第20条第2項の規定により届け出ます。

記

④

給食施設の名称

板橋法人赤塚会 志村病院

⑤

給食施設の所在地

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇

板橋区〇〇町〇-〇

⑥

給食開始届を提出した年月日

〇〇 年 〇 月 〇 日

⑦

給食を廃止(休止)した年月日

〇〇 年 〇 月 〇 日

⑧

廃止(休止)の理由

閉院のため

(日本産業規格A列4番)

(3) e.給食廃止（休止）届 記入方法

① 届出年月日

保健所に提出する日付を記入してください。

② 設置者

当該施設を設置している者の郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、電話番号を記入します。法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称（ふりがな）、代表者の職名及び氏名（ふりがな）、電話番号を記入してください。

例：事業所の場合「〇〇株式会社代表取締役社長〇〇〇」、民間の医療機関の場合「〇〇医療法人理事長〇〇〇」、区立施設の場合「板橋区長〇〇」等

③ 給食廃止（休止）届

「廃止」又は「休止」を○で囲むか二重線を引いてください。

④ 給食施設の名称

略さず正式名称で記入してください。

⑤ 給食施設の所在地

給食を調理する施設の所在地を記入してください。

⑥ 給食開始届を提出した年月日

給食開始届を提出した年月日を記入してください。

⑦ 給食を廃止（休止）した年月日

給食を廃止（休止）した年月日を記入してください。

⑧ 廃止（休止）の理由

理由を記入してください。

5 法令等について

特定給食施設にかかる法令・法規等について抜粋しています。

(1) 健康増進法（平成十四年八月二日 法律第百三号）抜粋

第四章 保健指導等

(都道府県による専門的な栄養指導その他の保健指導の実施)

第十八条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導その他の保健指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- 二 特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行うこと。
- 三 前二号の業務に付随する業務を行うこと。

2 略

(栄養指導員)

第十九条 都道府県知事は、前条第一項に規定する業務（同項第一号及び第三号に掲げる業務については、栄養指導に係るものに限る。）を行う者として、医師又は管理栄養士の資格を有する都道府県、保健所を設置する市又は特別区の職員のうちから、栄養指導員を命ずるものとする。

第五章 特定給食施設

(特定給食施設の届出)

第二十条 特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置した者は、その事業の開始の日から一月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。

二 前項の規定による届出をした者は、同項の厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

(特定給食施設における栄養管理)

第二十一条 特定給食施設であって特別の栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が指定するものの設置者は、当該特定給食施設に管理栄養士を置かなければならない。

二 前項に規定する特定給食施設以外の特定給食施設の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定給食施設に栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない。

三 特定給食施設の設置者は、前二項に定めるもののほか、厚生労働省令で定める基準に従って、適切な栄養管理を行わなければならない。

(指導及び助言)

第二十二條 都道府県知事は、特定給食施設の設置者に対し、前条第一項又は第三項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第二十三條 都道府県知事は、第二十一条第一項の規定に違反して管理栄養士を置かず、若しくは同条第三項の規定に違反して適切な栄養管理を行わず、又は正当な理由がなくて前条の栄養管理をしない特定給食施設の設置者があるときは、当該特定給食施設の設置者に対し、管理栄養士を置き、又は適切な栄養管理を行うよう勧告をすることができる。

二 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた特定給食施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該特定給食施設の設置者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入検査等)

第二十四條 都道府県知事は、第二十一条第一項又は第三項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、特定給食施設の設置者若しくは管理者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は栄養指導員に、当該施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

二 前項の規定により立入検査又は質問をする栄養指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

三 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第九章 罰則

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条第二項の規定に基づく命令に違反した者

第七十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第七十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十二条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

(2) 健康増進法施行規則（平成十五年四月三十日 厚生労働省令第八十六号）抜粋

(特定給食施設)

第五条 法第二十条第一項の厚生労働省令で定める施設は、継続的に1回百食以上又は一日二百五十食以上の食事を供給する施設とする。

(特定給食施設の届出事項)

第六条 法第二十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 給食施設の名称及び所在地
- 二 給食施設の設置者の氏名及び住所（法人にあつては、給食施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 三 給食施設の種類
- 四 給食の開始日又は開始予定日
- 五 一日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数
- 六 管理栄養士及び栄養士の員数

(特別の栄養管理が必要な給食施設の指定)

第七条 法第二十一条第一項の規定により都道府県知事が指定する施設は、次のとおりとする。

- 一 医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であつて、継続的に一回三百食以上又は一日七百五十食以上の食事を供給するもの
- 二 前号に掲げる特定給食施設以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であつて、継続的に一回五百食以上又は一日千五百食以上の食事を供給するもの

(特定給食施設における栄養士等)

第八条 法第二十一条第二項の規定により栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない特定給食施設のうち、一回三百食又は一日七百五十食以上の食事を供給するものの設置者は、当該施設に置かれる栄養士のうち少なくとも一人は管理栄養士であるように努めなければならない。

(栄養管理の基準)

第九条 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者（以下「利用者」という。）の身体の状態、栄養状態、生活習慣等（以下「身体の状態等」という。）を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。
- 二 食事の献立は、身体の状態等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。
- 三 献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと。
- 四 献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けること。
- 五 衛生の管理については、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）その他関係法令の定めるところによること。

(3) 東京都板橋区健康増進法施行規則（平成15年6月20日東京都板橋区規則第52号）**抜粋**

（趣旨）

第一条 この規則は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）の施行に関し、健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

（書類の経由）

第二条 法、省令又はこの規則の定めるところにより、区長に提出し、又は区長を経由して厚生労働大臣に提出する申請書、届書又は報告書は、保健所長を経由しなければならない。

（特定給食施設の届出）

第四条 法第20条第1項の規定による特定給食施設の事業の開始の届出は、給食開始届（別記第2号様式）によらなければならない。

二 法第20条第2項の規定による特定給食施設の変更の届出は給食届出事項変更届（別記第3号様式）に、事業の休止又は廃止の届出は給食廃止（休止）届（別記第4号様式）によらなければならない。

（管理栄養士の必置指定）

第五条 法第二十一条第一項の規定による施設の指定は、管理栄養士必置指定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

二 区長は、法第二十一条第一項の規定により指定した施設が省令第七条各号に該当しなくなったときは、管理栄養士の必置指定解除通知書（別記第6号様式）により、当該指定を取り消すものとする。

（指導票の交付）

第六条 法第十九条の栄養指導員は、法第22条の規定により特定給食施設の設置者に対し指導又は助言を行った場合は、指導票を交付しなければならない。

（給食の報告）

第七条 特定給食施設の管理者は、毎年5月及び11月に実施した給食について、実施した月の翌月15日までに報告書を区長に提出しなければならない。

(4) 板橋区給食施設指導実施要綱

(5) 板橋区特定給食施設不利益処分等事務処理要綱

※（4）（5）は、区ホームページに掲載しています。

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kusei/jorei/1015604/index.html>

6 通知等について

- (1) 特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について 別添2
(健が発0331第2号 令和2年3月31日)

- (2) 日本人の食事摂取基準(2020年版)
(令和元年12月 「日本人の食事摂取基準」策定検討会)

- (3) 大量調理施設衛生管理マニュアル
(平成9年3月24日付け衛食第85号別添)
(最終改正：平成29年6月16日付け生食発0616第1号)

- (4) 児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について
(子発0331第1号 令和2年3月31日)

- (5) 児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について
(子母発0331第1号 令和2年3月31日)

表1 給食施設の種類

区分	該当施設	根拠法令等
1.学校 (公立・私立)	公立学校・公立幼稚園・私立学校・私立幼稚園・幼稚園型認定こども園・各種学校	学校教育法第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校及び第134条に規定する各種学校、学校給食法第6条に規定する学校給食共同調理場及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園(当該施設が幼稚園である場合)
2.病院	病院	医療法第1条の5第1項に規定する病院
3.介護老人保健施設	介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
4.介護医療院	介護医療院	介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
5.老人福祉施設	特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンター・老人短期入所施設 老人介護支援センター・老人福祉センター・軽費老人ホーム・養護老人ホーム	老人福祉法第5条の3に規定する施設
6.児童福祉施設	認可保育所・乳児院・母子生活支援施設・児童養護施設・福祉型障害児入所施設・児童自立支援施設・児童家庭支援センター・幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園・地方裁量型認定こども園	児童福祉法第7条に規定する施設、社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で児童福祉に関するもの及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園(当該施設が幼稚園である場合を除く)
7.社会福祉施設	救護施設・婦人保護施設・障害者支援施設等	生活保護法第38条、身体障害者福祉法第5条第1項及び売春防止法第36条に規定する施設並びに社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で社会福祉に関するもの
8.事業所	事業所	労働基準法別表1に規定する事業所
9.寄宿舍	学生又は労働者の寄宿施設	
10.矯正施設	刑務所・少年刑務所・拘置所・少年院・少年鑑別所	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)並びに少年院法第4条に規定する少年院及び少年鑑別所法第3条に規定する少年鑑別所
11.自衛隊	自衛隊	—
12.一般給食センター	特定した施設(複数の場合も含む。)に対して継続的に食事を供給している施設	—
13.その他	警察学校・認証保育所・認可外保育所・地域型保育事業・有料老人ホーム等	上記のどれにも含まれない施設

板橋区ホームページ

区のホームページから各種届出用紙等をダウンロードすることができます。当ハンドブックの改訂があった場合もホームページに掲載しますので、ご確認ください。

URL: <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kenko/shokuiku/1041386/1041393/1042308/index.html>

検索方法①板橋区ホームページよりサイト内検索 と検索

検索方法②トップページ

→健康・医療・福祉

→健康学習・健康づくり・食育

→食育・食生活

→食品表示・給食施設

→

書類提出先

〒175-8501 板橋区板橋2-66-1

板橋区役所本庁舎 南館3階21番

健康生きがい部（保健所）健康推進課 栄養推進係

板橋区 給食施設 管理運営ハンドブック

発行 板橋区健康生きがい部（保健所）
健康推進課 栄養推進係
〒175-8501
板橋区板橋2-66-1
TEL 03(3579)2308

発行日 令和5年3月改訂